

白岡市乳児等通園支援事業実施事業者募集要領

令和8年2月

白岡市健康福祉部こども保育課

1 募集対象事業者

白岡市内において、後掲「4 応募要件(1)」に記載するいずれかの施設を運営している法人とする。

2 事業区分

- (1) 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施型）
- (2) 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施型）
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 運営開始日（開園日）

令和9年4月1日から令和9年9月1日までの各月1日のうち任意の日。

※ 応募時に選択（選定後、市と調整のうえ、最終決定とします。）

4 応募要件

応募事業者は次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等（以下「保育所等」という。）を運営している法人であること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した園運営ができること。
- (3) 白岡市の保育行政を理解し、協力的であること。
- (4) 実務を担当する幹部職員が保育事業に関する十分な知識・経験を有すること。
- (5) 事業遂行に必要な資力・信用・技術力を有し、安定的な経営ができること。
- (6) 直近3か年の財務状況において経営上の懸念点がないこと（赤字計上や債務超過等が著しい場合は選考に不利）。

5 運営について

(1) 対象となるこども

利用日時点で認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども。

認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満のこどもは、原則対象。ただし企業主導型保育施設に通っている場合は対象外とすることがある。

(2) 定員構成

① 一般型乳児等通園支援事業

必要面積を満たした上で任意に定員を設定（既存認可面積を減少させないことに注意）。

② 余裕活用品

認可保育園等の利用定員に余裕がある場合の空き枠を活用。

(3) 開園日・開園時間

利用ニーズや受入体制を踏まえ適切に設定すること

(4) 事前面談

初回利用前に親子同伴で事前面談を実施すること（事前協議は行わない）。
面談ではこどもの情報や利用に関する説明、必要事項の確認を行うこと。
オンラインは里帰り出産等特段の事情がある場合のみ可。

(5) 食事の提供

提供の有無は事前に周知し、提供する場合は衛生・栄養・アレルギー対策を徹底すること。アレルギー対応については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019改訂版等）」を参照し、医師の指示に基づき対応すること。

(6) 利用者負担

事業者は1人1時間当たり概ね300円を標準として利用料を設定する。所得等により減免を受けられる場合がある（別表参照）。給食費等の実費は保護者同意の上で徴収可。

6 単価及び加算（参考：令和8年2月3日時点）

給付単価（こども1人1時間当たり、国通知に準拠）

年齢	給付単価
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	1,400円
障害児加算	600円
医療的ケア児加算	2,500円
要支援家庭のこども加算	600円
初回対応加算※1	0歳児 1,700円 1・2歳児 1,400円

※1 初回対応加算とは、

事前面談及び事故面談を実施し、面談記録を残すことで加算の対象となる。所要時間等の要件あり。

※ 加算の詳細については、こども家庭庁HPを御確認ください。

※ 単価については、こども家庭庁からの通知等により、変更となる場合があります。

7 設備・運営基準

(1) 設備基準

- ① 一般型乳児等通園支援事業における設備基準は以下のとおりとする。

乳児室又はほふく室（0～1歳児室）	3.3m ² ／人
保育室又は遊戯室（2歳以上）	1.98m ² ／人

※ 各部屋の有効面積が基準を満たすこと。

- ② 余裕活用型乳児等通園支援事業

各事業所の設備基準を満たすこと。

(2) 建築・防災基準

2階以上に乳児室等を設ける場合の避難設備、耐火構造、階段等は建築基準法等の基準を満たすこと。該当する場合は表を参照のこと。

(3) 調理設備

調理設備がある場合は、防火区画・換気等の基準を満たすこと。自動消火装置等を設置することが望ましい。

(4) 安全衛生

転落防止等の安全設備、非常警報設備、消火設備等を設置すること。

8 一般型における職員配置基準

保育士及び白岡市指定の研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という）を配置すること。

(1) 配置基準

- 乳児（おおむね3人につき1人以上）
- 満1歳以上満3歳未満の幼児（おおむね6人につき1人以上）
- 上記の半数以上は保育士であること。
- 一般型の事業所ごとに最低2人の従事者を確保すること。

(2) 例外

保育所等と一体的に運営されている場合、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合は、乳児等通園支援従事者を1人とすることができる等の例外規定を設ける（詳細は個別相談）。

9 申込スケジュール

- (1) HP公表（募集要領・様式公開）：令和8年3月2日（月）
- (2) 応募書類提出期間：令和8年4月1日（水）から
令和8年6月30日（火）まで
- (3) 書類審査・現地調査：令和8年7月～令和8年11月
- (4) 認可申請書提出期限（事業者→市）：令和8年11月30日（月）
- (5) 認可決定：令和8年12月～令和9年3月（令和8年度末までに実施）
- (6) 事業開始：令和9年4月1日～令和9年9月1日のいずれか

10 申請書類

認可申請に当たっては、実施施設ごとに下記の書類を提出すること（正本 1、控 1 等を指定）。

- (1) 白岡市乳児等通園支援事業認可申請書
- (2) 乳児等通園支援事業実施計画書
- (3) 誓約書
- (4) 添付書類
 - ① 登記事項証明書
 - ② 定款
 - ③ 直近 3 期の財務諸表
 - ④ 施設平面図
 - ⑤ 避難経路図
 - ⑥ 職員名簿

11 注意事項

- (1) 募集の前提条件
 - 本募集により選定されたことは、直ちに認可が得られることを確約するものではない。
- (2) 選定後の計画変更
 - 選定後の応募内容の変更は原則認めない。ただし、サービス向上につながる軽微な変更ややむを得ない変更で選考評価に影響を与えない場合は、市と協議の上認めることがある。
- (3) 虚偽・不正行為への対応
 - 提出書類に虚偽、重大な過失、違背行為が認められた場合、選定取消等の措置を講じる。これにより生じた損害について市は補償しない。

12 その他

本募集要領の記載内容は、制度改正や国・県の通知に伴い変更することがある。本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議の上定める。

13 問い合わせ・提出先

- (1) 担当：白岡市健康福祉部こども保育課 保育担当
- (2) 住所：〒349-0215 埼玉県白岡市千駄野 4 4 5 番地
- (3) 電話：0480-31-9096（平日 9:00～17:00）
- (4) メール：hoiku@city.shiraoka.lg.jp
- (5) 提出方法：持参、郵送若しくはメールによる提出とする。